

令和6年9月18日

尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る発注者支援業務 公募型プロポーザル 募集要領

本募集要領は、本市が実施する尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る発注者支援業務の委託にあたり、最も適切な者を当該業務の受託候補者として特定するための公募型プロポーザルの手続、審査の概要及び参加資格要件等を示したものであり、別途公表する「発注者支援業務公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）、「発注者支援業務公募型プロポーザル様式集」（以下「様式集」という。）と一体のものとして扱う。

1 業務の概要

(1) 業務名

尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る発注者支援業務

(2) 業務目的

本業務は、尼崎市総合文化センター耐震化事業（以下「本事業」という。）のデザインビルド（以下「DB」という。）事業者を選定した上で、この者と契約を円滑に締結するため、本事業におけるこれまでの検討経緯や基本設計の内容を十分に把握し、かつ、豊富なマネジメント能力を有する事業者に、DB事業者の選定に係る業務を委託する。

(3) 業務内容

詳細は別紙特記仕様書（案）を参照すること。ただし、契約時において受託者の提案内容により仕様書の内容は一部変更することがある。

- ア 公告資料の作成
- イ 技術検討資料の作成
- ウ DB事業者募集に係る選定手続の支援
- エ DB事業者募集に係る提案評価の支援
- オ DB事業者との契約締結に至るまでの支援
- カ その他の支援

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

2 本業務に係る費用の上限

37,356千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 提案価格（見積額）が上限額を超過した場合は、失格とする。

3 プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「応募者」という。）は次の要件をすべて満たす単独企業とする。

なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 尼崎市契約規則（昭和41年規則第6号）第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿【測量等】に登載されている者であること。
- (3) 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。
- (6) 平成26年9月18日から公示日までに契約履行が完了した業務のうち、次に掲げる同種又は類似の業務を元請として受注した実績を有すること。

なお、業務実績は本社・支店等を含む企業全体の実績とする。（グループ会社は含まない。）

同種業務：DB方式又はDBO方式による設計業務・建設工事の事業者選定に係る発注者支援業務。この場合のDBには基本設計からのDBも含むものとする。

類似業務：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業の事業者選定に係る発注者支援業務、又はコンストラクションマネジャー（以下「CM」という。）（日本コンストラクションマネジメント協会の認定コンストラクションマネジャーの資格を有する者）を配置して行う建築物整備の事業者選定に係るマネジメント業務（CM業務）。

4 業務実施上の条件

業務の実施においては、次の条件をすべて満たすこととする。

なお、応募者が業務の一部を再委託することは可能とするが、この場合は再委託を受けようとする者（以下「協力企業」という。）についても、あらかじめ調書を提出すること。

- (1) 業務主任担当者、主任担当技術者及び照査技術者は応募者に所属しており、恒常的な雇用関係が3か月以上あること。
- (2) 業務主任担当者、主任担当技術者及び照査技術者はいずれも兼務していないこと。
- (3) 業務主任担当者は上記3-(6)の同種又は類似業務の経験を有すること。
- (4) 技術面の検証は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた事務所に属する一級建築士が行うこと。

なお、上記3-(2)以外の本社、支店等が一級建築士事務所登録をしている場合は、登録を受けた事務所に属する一級建築士でも可能とする。（証明する資料を添付すること。）

分担業務分野	業務内容
業務主任担当者	契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う
主任担当技術者	業務主任担当者の下で業務を担当する
照査技術者	成果物の内容について技術上の照査を行う

5 事業者選定の概要

(1) 受託候補者の特定

市は、公募型プロポーザル方式による設計者等の選定にあたり、中立かつ公正な審査を目的とした、尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計及び発注者支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、募集要領等に基づく各種書類の提出を応募者に求め、評価要領による審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 選定スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始（公示）	令和6年 9月18日（水）	HP公開
② 質問書の提出期限	9月27日（金）午後5時まで	
③ 質問書への回答	10月2日（水）まで	HP公開
④ 参加表明書等の提出期限	10月8日（火）午後5時まで	
⑤ 参加資格審査： 書類審査結果通知	10月16日（水）まで	
⑥ 業務提案書等の提出期限	10月31日（木）午後5時まで	
⑦ 業務提案審査： 書類・ヒアリング審査	11月20日（水）	
⑧ 特定結果通知	11月下旬（予定）	受託候補者 1者
⑨ 契約締結	令和6年12月中旬（予定）	

6 応募にあたっての質疑

(1) 質問書の受付

本プロポーザルの内容について質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

なお、質問書に関する記載方法等の詳細は様式集による。

ア 提出期限

令和6年9月27日（金） 午後5時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにより、件名を「尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る発注者支援業務

（質問書）」として、本募集要領「13 問合せ及び書類の提出先」へ提出すること。

(2) 質問書への回答

令和6年10月2日（水）までに質問及び回答をとりまとめたものを市のホームページで公開する。

なお、質問への回答内容は本要領の追加又は修正事項として扱う。

7 参加資格審査

前記3に定める参加資格について、応募者からの参加資格確認書をもとに審査を行う。

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書等は、次のとおり提出すること。

なお、提出書類に関する記載方法等の詳細は様式集による。

ア 提出期限

令和6年10月8日（火） 午後5時まで（必着）

イ 提出方法

原則として持参により、本募集要領「13 問合せ及び書類の提出先」へ提出（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。

※ 郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は令和6年10月16日（水）までに電子メールで各応募者へ通知する。

8 業務提案審査

応募者からの業務提案書等（ヒアリングを含む。）の内容をもとに、選定委員会において評価要領に基づく審査を行う。ただし、前記4に定める業務実施上の条件を満たしていない場合は審査の対象とせず、その旨を通知する。

なお、応募者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとするが、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として特定しない。

(1) 業務提案書等の受付

業務提案書等は、次のとおり提出すること。

なお、提出書類に関する記載方法等の詳細は様式集による。

ア 提出期限

令和6年10月31日（木） 午後5時まで（必着）

イ 提出方法

原則として持参により、本募集要領「13 問合せ及び書類の提出先」へ提出（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。

※ 郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

(2) ヒアリングの実施

本業務の提案内容について、次のとおりヒアリングを行う。開始時間等の詳細は応募者数が確定した後、電子メールで各応募者へ別途通知する。

ア 実施日時（予定）

令和6年11月20日（水） ※時間は概ね30分の予定

イ 実施方法

WEB会議方式

なお、プレゼンテーションの説明内容を収めた動画DVD（20分以内でWindows Media Playerで再生できるもの）を業務提案書等の提出時に6枚同封すること。

ウ 実施概要

ヒアリングは配置予定技術者のみ出席できることとし、業務主任担当者を必ず含む最大4名の参加とする。また、応募者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

動画DVDの内容は、業務提案書の範囲とし、新たな追加提案・表現は認めない。（その他の資料は使用不可）また、業務提案書等と併せてヒアリング出席者報告書を提出し、出席者を事前に報告すること。

なお、選定委員は、ヒアリング当日までに動画DVDを視聴するため、当日はヒアリングのみ20分程度とする。

(3) 特定結果（業務提案審査結果）の通知

業務提案審査の結果（受託候補者の特定結果）は、令和6年11月下旬（予定）に電子メールで各応募者へ通知する。また、後日、市のホームページにおいても特定結果を公表する。

9 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定・特定の前後を問わず失格とする。

- (1) 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- (2) 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

10 契約の締結

受託候補者の特定後、業務提案書等をもとに業務仕様書を作成し、委託契約の交渉を行う。

なお、契約締結に至らなかった場合、次点者と契約締結の交渉を行う。また、受託候補者となった者は、契約締結時に詳細な内訳書を含む見積書を提出すること。

契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

11 支払条件

委託料は2回に分けて支払うこととし、それぞれ下表に定める各業務の成果物納品後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。なお、各年度の支払限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、以下のとおりとする。

支 払 年 度	業 務 内 容	支 払 限 度 額
1 回 目 (令和 7 年度)	特記仕様書における業務内容のうち、「1 公告資料の作成」及び「2 技術検討資料の作成」 (当該業務に係る成果物及び業務完了報告書を提出し、市の検査を受けること。)	契約代金(税抜き)の 5 2 %相当額(千円未満を切捨てる。)に消費税率 1 0 %を加算した額を上限とする。(ただし、令和 7 年度予算として市議会の議決を受けた額を上限とする。)
2 回 目 (令和 8 年度)	上記以外の全ての業務	契約金額の総額から 1 回目に支払った金額を差し引いた額

1 2 その他注意事項

- (1) 参加表明書等及び業務提案書等の提出は、応募者 1 者につき 1 件のみとする。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 参加表明書等及び業務提案書等の提出後は、提出書類の差替え及び追加等は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退書を業務提案書等の提出期限の令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (木) 午後 5 時までにて持参又は郵送 (必着) にて提出すること。
- (6) 配置予定の業務主任担当者、主任担当技術者及び照査技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの本市の了解を得なければならない。
- (7) 提出された書類が著作物にあたる場合でも、尼崎市情報公開条例 (平成 1 6 年条例第 4 7 号) の規定に基づき公開する場合がある。
- (8) 本業務の受託者及びその協力企業、並びにこれらいずれかの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、総合文化センター耐震化事業の D B 方式の設計施工者の選定において、応募企業又は共同で応募する企業体の構成員 (いずれも協力企業を含む) として参加することはできない。
- (9) 協力企業は、本プロポーザルの応募者や他の応募者の協力企業になることはできない。
- (10) 本業務の受託者に対しては、別途 D B モニタリング業務を委託する予定である。
- (11) 契約締結の相手方については、法人の概要、選定・特定経過等を市のホームページにおいて公表する。
- (12) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の書式については[業務委託契約書 | 尼崎市公式ホームページ \(city.amagasaki.hyogo.jp\)](https://city.amagasaki.hyogo.jp)において事前に確認すること。

1 3 問合せ及び書類の提出先

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

〒 6 6 0 - 8 5 0 1 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号 (本庁 中館 9 階)

電話：０６－６４８９－６５１４

ファクス：０６－６４８９－６５１５

電子メール：ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上